

○福岡県警察情報セキュリティに関する訓令

平成17年3月3日

福岡県警察本部訓令第6号

福岡県警察情報セキュリティに関する訓令を次のように定める。

福岡県警察情報セキュリティに関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、福岡県警察における警察情報システム及び管理対象情報の取扱いに関し必要な基本的事項を定め、もって警察情報システムに係る情報セキュリティを維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 警察情報システム 警察庁が福岡県警察に設置する情報システム及び福岡県警察が設置する情報システムをいう。
- (6) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。
 - ア 警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が警察情報システムに入力されたものを含む。）
 - イ 警察情報システムから出力された情報
 - ウ 警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって福岡県警察の職員が職務上取り扱うもの
 - エ 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報
(情報セキュリティ管理者)

第3条 福岡県警察本部に、情報セキュリティ管理者を置き、総務部長をもって充てる。

2 情報セキュリティ管理者は、福岡県警察における警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事務を総括する。

(情報セキュリティに関する事項の審議)

第4条 警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する重要事項については、別に定める委員会において審議する。

(管理対象情報の分類及び対策の基準)

第5条 管理対象情報については、別に定めるところにより、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い、適正に管理されなければならない。

(職員の責務)

第6条 福岡県警察の職員は、警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

(監査)

第7条 情報セキュリティ管理者は、別に定めるところにより、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査を実施するものとする。

(運用細目)

第8条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の運用に関し必要な事項は、別に定める。